

紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議設置要綱

(目的及び設置)

第1条 猪苗代湖の美しい水環境を復活させ、未来の世代に継承していくことを目指し、県民、民間団体、事業者及び行政等、猪苗代湖に関わりをもつあらゆる主体の共通認識の下、水環境保全に向けた活動を一丸となって推進していくため、紺碧の猪苗代湖復活プロジェクト会議（以下「会議」という。）を設置する。

(組織及び構成)

第2条 会議は、猪苗代湖水環境保全関係団体等連絡会議（以下「連絡会議」という。）の部会とし、別表に掲げる連絡会議構成団体、学識経験者及び協力団体をもって構成する。

- 2 会議の委員は、別表に掲げる各団体が推薦する者及び学識経験者とする。
- 3 別表に掲げる構成団体等は、必要に応じて追加・変更することができる。

(取組事項)

第3条 会議は、会議の構成員それぞれが連携・協力を図りつつ、一致協力して猪苗代湖の水環境保全活動に取り組むとともに、次の事項について協議する。

- (1) 猪苗代湖流域での水環境保全実践活動の相互連携に関すること。
- (2) 猪苗代湖流域での水環境保全実践活動の情報共有・情報発信に関すること。
- (3) 猪苗代湖流域での水環境保全実践活動のルール作りに関すること。
- (4) 猪苗代湖流域での水環境保全実践活動の推進に関すること。
- (5) その他猪苗代湖流域での水環境保全活動の推進に関して必要な事項に関すること。

(代表)

第4条 会議に代表と副代表を置き、委員の互選によって選出する。

- 2 代表に事故があるときは、副代表がその職務を代行する。
- 3 代表及び副代表の任期は3年とし、再任を妨げない。
- 4 代表及び副代表は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行う。

(会議)

第5条 会議は、必要に応じて代表が招集する。

- 2 代表は、会議の議長となる。

(会議への出席要請)

第6条 代表は必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、福島県生活環境部水・大気環境課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関して必要な事項は、代表が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年6月9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年7月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年5月21日から施行する。